

# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)について 認定事業者公開用

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター (IAJapan)



IAJapan技能試験に関する方針 (URP24) について

1

## この資料の主な内容

- IAJapan技能試験に関する方針 制定の背景
- URP24の解説—技能試験要求事項—
- 技能試験の代替手法の取扱い
- 技能試験参加計画のための情報提供
- 技能試験参加計画作成上の注意事項
- 全体のまとめ



IAJapan技能試験に関する方針 (URP24) について

2

# IAJapan技能試験に関する方針 制定の背景



IAJapan技能試験に関する方針 (URP24) について

3

## IAJapan技能試験に関する方針制定の背景 —ILAC P9の改正—技能試験の新たな流れ

### ◆民間の技能試験提供者の利用拡大

→認定機関を経由せずに技能試験に参加し、不満足な結果があったときは、認定機関への通知が必要！

### ◆最適な技能試験参加頻度の設定の必要性

→従来の「主要な副分野 (Major sub-disciplines)」の一貫した適用が困難であることから、この概念は廃止され、試験所が分野ごとに最適な参加頻度を設定！



IAJapan技能試験に関する方針 (URP24) について

4

## IAJapan技能試験に関する方針制定の背景 —ILAC P9の改正—技能試験の新たな流れ

### ◆技能試験を代替する手法の明確化

→技能試験ができないことを隠れ蓑にした信頼性が十分に確保されていない認定を予防するため、技能試験の代替手法について認定機関と試験所との間で合意！

### ◆技能試験提供者への情報提供

→参加者、認定機関の双方に利用価値がある高品質な技能試験スキームの提供を、技能試験提供者に依頼！



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)の解説 —技能試験要求事項—



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 4. 用語

用語	ISO/IEC 17043 の定義	URP24 の定義
技能試験	3.7 試験所間比較による、事前に決めた基準に照らしての参加者のパフォーマンスの評価	4.(1) 試験所間比較による、事前に決めた基準に照らしての試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者の試験、校正又は測定のパフォーマンスの評価
試験所間比較	3.4 事前に定めた条件に従って、二つ以上の試験所が、同一品目又は類似品目で行う、測定又は試験の企画、実施及び評価	4.(2) 事前に定めた条件に従って、二つ以上の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者が、同一品目又は類似品目で行う、試験、校正又は測定の企画、実施及び評価

ポイント: 技能試験と試験所間比較の違いは、参加者(事業者)の パフォーマンスの評価( $E_n$ 数, zスコア等の判定)の有無!



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 4. 用語

用語	APLAC PT 004 Issue No.5 01/06	URP24 の定義
測定監査	1. 良く特徴付けられ及び校正された測定仲介器を、通常は唯一の試験所に送付し、これらの結果を、通常はNMI(国家計量標準研究所)によって提供される参照値と比較して行うもの。  ※ 現在、APLAC PT 004は、廃止されている。	4.(5) 良く特徴付けられ及び測定された技能試験品目を、通常は唯一の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者に送付し、この事業者の結果を、通常はNMI(国家計量標準研究所)によって提供される付与値と比較して行う、IAJapanの審査・検査プロセスに不可欠な、その事業者のパフォーマンスの評価。

ポイント: 測定監査は、1対1の技能試験であり、審査・検査プロセスに不可欠なもの →既存の技能試験の利用を優先!



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.1 技能試験又は測定監査

a) [IAJapan](#)が技能試験提供者として提供する**技能試験又は測定監査**。

b) [ILAC MRA](#) 又は [APLAC MRA](#) 署名認定機関、例えば、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) などが技能試験提供者として提供する**技能試験又は測定監査**。

ポイント: 国内では、VLAC (電磁環境試験所認定センター) が提供するEMC技能試験も利用可能。外国の**認定機関が自ら提供する技能試験**も利用可能だが、現実問題として外国の認定機関は、技能試験を提供していない (認定技能試験提供者の利用)。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.1 技能試験又は測定監査

c) APLAC (アジア太平洋試験所認定協力機構)、IAAC (米州認定協力機構)、IRMM (標準物質及び測定研究所)、IFCC (国際臨床化学連合)、JCTLM (臨床検査医学におけるトレーサビリティ合同委員会) 等の**国際機関又は地域機関**が指定又は主催する**技能試験等**。

ポイント: これら以外の国際機関又は地域機関が提供する技能試験も利用可能。技能試験等の「等」は、**試験所間比較など**が想定される。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.1 技能試験又は測定監査

d) 前a)からc)以外の組織が技能試験提供者として提供する**技能試験又は測定監査**。この場合、技能試験又は測定監査の報告書の記載事項が適切であり、かつ、その技能試験又は測定監査が、ISO/IEC 17043 の本質的な要求事項 (essential requirements) に適合していることが、IAJapanによって確認されている必要がある。

ポイント: a) ~ c)は、原則として無条件で利用可能であったが、d)は技能試験スキームの適切性の評価が必要となる。利用可能な技能試験スキームとして認定センターホームページで紹介しているものは、この適切性は評価されていると考えてよい。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.1 技能試験又は測定監査

d) 注記: ILAC MRA署名認定機関が認定している技能試験提供者が提供する技能試験 (又は測定監査) は、IAJapanによってd)が確認されているものとみなす。

ポイント: 技能試験提供者認定のILAC APLAC/MRAは締結されていないが、国内に適切な技能試験スキームを提供する技能試験提供者が存在しない分野の場合、外国の技能試験提供者を利用することが想定される。このような場合は、ISO/IEC 17043で認定されている技能試験提供者を利用することが望ましい。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.2 試験所間比較

A) CIPM (国際度量衡委員会) の各諮問委員会、APMP (アジア太平洋計量計画) 等の基幹比較 (key comparison)、補完比較 (supplementary comparison)、又は特定のNMI (国家計量標準研究所) との相互比較 (bilateral comparison)。

ポイント: 5.2 A) は、基本的には NMI (国家計量標準研究所) のみに適用 する。NMI 以外の事業者は、5.1 を適用する。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 5. IAJapanが利用可能な技能試験等の種類

### 5.2 試験所間比較

B) 技能試験以外の目的 のために企画された 試験所間比較。この場合、その比較に参加した事業者の満足な証拠が、その事業者の技術的能力を実証することができるとIAJapanによって確認されていることが必要である。

ポイント: 定義から明らかなどおり、パフォーマンスの評価を伴わない試験所間比較 は、これに該当する。例えば、複数の試験所が見積もった測定不確かさの妥当性を比較するために、これらの試験所間で測定結果を比較する場合などが、これに該当する。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

**技能試験参加計画**とは、**試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者が作成する計画**であって、認定・登録範囲に対して適切であり、職員の数、試験・校正・測定方法、使用する測定器等の変更に応じて常に見直される、**分野ごとの技能試験の定量的な参加予定(例: ●年に一回)**を文書化したもの。

ポイント: 技能試験参加計画は、**①能動的**であり、**②計画性**があり、**③分野が特定**され、**④頻度が定量的**であるか、がポイントとなる。例えば、「NITEから要請があれば技能試験に参加する」は、要請がなければ参加しない(受動的)となり、適切な計画とはいえない。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

#### **技能試験参加計画(記録)**

(1) 認定・登録範囲に対して適切であり、職員の数、試験・校正・測定方法、使用する測定器等の変更に応じて、常に見直されなければならない**“記録”**。参加が計画されている個々の技能試験は、認定・登録を取得する前の活動を含めた、**原則として4年を超えない**継続的な活動として位置付けられていなければならない。

ポイント: ILAC P9:11/2010で想定されている技能試験参加計画は、例えばURP24の**附属書B(参考)B.1の記録**であり、定期的に見直しをすることになる。





# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

#### 技能試験参加計画(文書化された記述)

(2) 全ての認定・登録に係る区分、試験方法等の区分の特性等による括り等、認定・登録範囲に対して適切である主要な副分野ごとに、少なくとも4年に一回、技能試験又は測定監査を受けることの表明を含む“文書化された記述”。記述の見直しに当たっては、その根拠(理由)を記録しなければならない。

ポイント:スライド16の①～④を全て満たす記述とすること。例えばURP24の附属書B(参考)B.2の文書化された記述を、品質マニュアルなどに規定し、文書の定期見直しでレビューすることになる。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

注記1:「技能試験参加計画」の名称、様式等は問わない。一般的には、(1)は独立した又は他の品質保証計画と一体化した記録となり、(2)は品質マニュアルの“試験・校正結果の品質の保証”の章・節や、他の規程、手順書等に含まれる記述となる。

ポイント:何らかの形で文書化され、定期的にレビューされていれば文書の形式は問わない。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

注記2: 技能試験参加計画の見直しに当たって、特に4年を超えて周期を長くするとき又は事前に定めた周期どおりに技能試験を受けなかったときは、該当する記述だけでなく、その根拠(理由)もIAJapanの審査・検査の対象となり、客観的な理由が求められる。

ポイント: 客観的な理由は、第三者から見て妥当であること。例えば、IAJapanが技能試験提供中期(5か年)計画どおりに技能試験を提供しなかった場合には、事業者は、事前に定めた周期どおりに技能試験を受けることは不可能であり、客観的な理由となる。



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.2 技能試験等への参加に関する基本方針

(1) IAJapanの認定・登録を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、該当する場合、認定・登録を取得する前に、認定・登録範囲に対して適切な、5.1で定める技能試験若しくは測定監査、又は5.2 A)で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

ポイント①: 申請事業者に対する一般論!

ポイント②: NMIは5.2 A)、NMI以外の事業者は5.1が参加対象!

ポイント③: 5.2 B)の試験所間比較は、8.の代替手法扱いとなる!



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.2 技能試験等への参加に関する基本方針

(2) IAJapanに認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、あらかじめ文書化し、IAJapanの審査・検査を受けた「技能試験参加計画」に基づき、5.1で定める技能試験若しくは測定監査、又は5.2 A)で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

ポイント①: 認定・登録事業者に対する一般論！

ポイント②: 技能試験に参加するだけでなく、原則として技能試験参加計画との整合性が確保されていることが必要！



# IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.3 IAJapan以外が提供する技能試験結果の通知に関する基本方針

(1) IAJapanに認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、5.1 b)からd)で定める技能試験又は測定監査に参加し、その結果が「疑わしい」又は「不満足」と判定されたときは、その結果を遅滞なくIAJapanに通知しなければならない。これらの事業者は、適切な原因究明を実施しなければならず、また「不満足」と判定されたときは、必要な是正処置を実施しなければならない。

ポイント: 判定が「満足」の場合は、IAJapanに通知する必要はない。技能試験の結果及び必要な処置は、審査などで確認される。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 6. 技能試験に関する基本方針

#### 6.3 IAJapan以外が提供する技能試験結果の通知に関する基本方針

(2) 前(1)において、これらの事業者の結果が「不満足」と判定された場合であって、適切な原因究明が実施されないとき、又は必要な是正処置が実施されないときは、その認定の一時停止又はその認定・登録の取り消しをすることがある。

ポイント: 「疑わしい」又は「不満足」の結果を、IAJapanが速やかに知ることができることが必要となる。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.1 MLAPの技能試験要求事項の適用方針

(1) MLAPの認定を申請する特定計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者は、告示第1項第十号の定めに基づき、計量証明の結果の有効性を監視するための社内規格に基づいて、5.1 a)で定める技能試験又はIAJapanが指定した5.1 d)で定める技能試験に参加しなければならない。

ポイント①: 経済産業省告示と比べて、本質的な内容は7.1(2)も含めて完全に一致! 相違点は、技能試験の種類を5.1 a)又はd)に限定している点のみ。

ポイント②: 技能試験参加計画を作成する必要はない!



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.2 JCSSの技能試験要求事項の適用方針

(1) JCSSの認定・登録を申請する校正事業者は、認定・登録の前に、認定・登録に係る区分のうち、少なくとも一つの申請に係る校正手法の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

ポイント①: 計量法施行規則第91条第四号に基づき、技能試験の結果は、申請された最高測定能力の決定に係る書類となることから、原則として、校正手法の区分ごとに必要!

ポイント②: 測定監査は、認定・登録申請の時点で、技能試験等に参加していない場合に提供される。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.2 JCSSの技能試験要求事項の適用方針

(2) JCSSの認定事業者は、6.1で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に5.1で定める技能試験又は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3で定める方針に適合しなければならない。

ポイント①: 技能試験参加計画に基づき技能試験に参加すると共に、IAJapan以外が提供する技能試験で不満足な結果があったときは、その結果を遅滞なくIAJapanに通知しなければならない。

ポイント②: 認定事業者に対する測定監査は、技能試験が定期的に提供されない分野(例:事業者数が少ない分野)に限る。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.2 JCSSの技能試験要求事項の適用方針

(3) JCSSの登録事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に5.1 で定める技能試験又は測定監査に参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

ポイント: 技能試験に参加することが望ましく、技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.2 JCSSの技能試験要求事項の適用方針

(4) 適切な技能試験・測定監査がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の8.で別に定める。

ポイント: JCSSにおいて、技能試験・測定監査が提供できない分野は想定していないが、万一あったときは代替手法の合意が必要となる。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

## 7.2 JCSSの技能試験要求事項の適用方針

## JCSS技能試験：事業者ごとの一覧表

	技能試験 参加計画	技能試験 の参加	満足な結果
JCSS申請事業者	△	○	○
JCSS認定事業者	○	○	○
JCSS登録事業者	△	△	○※

凡例：○…作成・参加等が**必要** △…作成・参加等が**望ましい**

※技能試験に参加した場合、**満足な結果が必要**となる。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

## 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

(1) JNLA の **認定を申請する試験事業者**は、認定の前に、認定に係る試験方法等の区分の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1で定める技能試験又は測定監査の何れかに**参加し、満足な結果を収めなければならない**。

ポイント①：JNLA認定試験事業者となるためには、申請に係る試験手法等の区分に係る技能試験に参加しなければならない。

ポイント②：**JNLA測定監査**は、付与値の拡張不確かさ、及び試験事業者の測定値の拡張不確かさを評価できる場合に提供する。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

(2) JNLAの登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、登録に係る試験方法等の区分の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1で定める技能試験又は測定監査の何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。

ポイント: 技能試験に参加することが望ましく、技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

(3) JNLAの認定試験事業者は、6.1で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に5.1で定める技能試験又は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3で定める方針に適合しなければならない。

ポイント①: 技能試験参加計画に基づき技能試験に参加すると共に、IAJapan以外が提供する技能試験で不満足な結果があったときは、その結果を遅滞なくIAJapanに通知しなければならない。

ポイント②: JNLA測定監査は、付与値の拡張不確かさ、及び試験事業者の測定値の拡張不確かさを評価できる場合に提供する。





## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

(4) JNLAの登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に5.1で定める技能試験又は測定監査に参加することが望ましい。また、これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3で定める方針に適合しなければならない。

ポイント: 技能試験に参加することが望ましく、技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

#### 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

(5) 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の8.で別に定める。

ポイント: JNLAにおいては、校正分野のJCSSと異なり、測定監査が提供できない分野が多く、参加者数が少ないと適切な技能評価のための標準偏差を求められず技能試験も提供できないため、代替手法の合意が必要となることがある。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

## 7.3 JNLAの技能試験要求事項の適用方針

## JNLA技能試験: 事業者ごとの一覧表

	技能試験 参加計画	技能試験 の参加	満足な結果
JNLA認定申請事業者	△	○	○
JNLA登録申請事業者	△	△	○※ (スライド29参照)
JNLA認定試験事業者	○	○	○
JNLA登録試験事業者	△	△	○※ (スライド29参照)

凡例: ○…作成・参加等が**必要**    △…作成・参加等が**望ましい**



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 7. プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

## 7.4 ASNITEの技能試験要求事項の適用方針

## ASNITE技能試験: 事業者ごとの一覧表

	技能試験 参加計画	技能試験 の参加	満足な結果
ASNITE申請事業者	△	○	○
ASNITE認定事業者	○	○	○

凡例: ○…作成・参加等が**必要**    △…作成・参加等が**望ましい**



# 適切な技能試験がない 又は現実的でない分野における (技能試験の) 代替手法の取扱い



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

### 8. 技能試験の代替手法に関する方針

#### ◆ 技能試験の代替手法が必要な場合とは？

- ・5.1で定める技能試験若しくは測定監査又は5.2 A)で定める試験所間比較が存在しない場合
- ・類似の方法に係る技能試験は存在しているが技能試験品目とその事業者が最も一般的に取り扱う試験・校正・測定品目との乖離(かいり)が著しく、その技能試験が適切といえない場合
- ・付与値の確定だけで著しく高額な経費を要する場合等  
→数百万円～一千万円オーダーの場合！



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆技能試験の代替手法が必要な場合の手続きは？

- ・事業者のパフォーマンスを評価し、監視するための代替手法について、IAJapanと事業者は合意しなければならない。



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆合意の対象となる代替手法のポイント

- ・ISO/IEC 17025:2005 5.9.1を満足する品質管理手法であって、結果のデータの傾向(差異)が検出できるもの

→定量的、半定量的又は定性的な結果の差異が、検出できる手法であることが必要！

→ISO/IEC 17025:2005の要求事項であり、全ての事業者は、代替手法に適用可能な何れかの手法を有する！



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆ISO/IEC 17025:2005 5.9.1の要求事項

- a) 認証標準物質の定期的な使用等：認証値との差
- b) 試験所間比較又は技能試験への参加：測定値の差
- c) 試験又は校正の反復：方法・経時等による差
- d) 保留品目の再試験・再校正：経時・条件等による差
- e) 異なる特性に関する結果の相関：特性等の差(相関)

→いずれも、何らかの差異の検出の手法である！



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆代替手法の具体例①

- NMI以外を対象として実施される、5.2 A)で定める特定のNMIとの相互比較

→例えば、事業者が保有する測定仲介器の測定を行い、その後、海外のNMI(PTB、NIST等)にその測定仲介器の測定を事業者自身で依頼し、発行された校正証明書<sup>1)</sup>の測定値とその拡張不確かさとの相互比較が該当する。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆代替手法の具体例②

▪ 5.2 B)で定める試験所間比較

→異なる法人の試験所間比較。法人の数は多い方が望ましい。同一法人から多くの試験所が参加する場合には、試験所群のかたよりがないか注意が必要。

→適切な場合には、同一法人の事業所間比較も含まれ得る。この場合、なるべく審査対象事業所の結果を検出しやすい手法(異なる設備、異なる試験従事者による実施の確保、測定順番の指定等)を検討すること。



## IAJapan技能試験に関する方針(URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆代替手法の具体例③

▪ 技術的能力の評価、監視目的で行われる模擬試験

→例えば、異なる法人の試験所間で、試験要員の立会いの下でお互いの試験実施状況を確認し合うなど。

→ IAJapan審査における模擬試験は、手順の確認のみを目的としたものは対象外!

▪ その他、ISO/IEC 17025:2005 5.9.1に該当する手法



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

## 8. 技能試験の代替手法に関する方針

## ◆ 合意の方法

- **現地審査・検査**: IAJapanの審査チームリーダーと事業者の代表者による**署名**
- **書類審査・検査**: IAJapanのマネージャー(チーム長又は技術管理者)と事業者の代表者による**署名**

## ◆ 合意書の事例

→ 附属書Cを参照のこと!

→ 平成24年3月1日現在、JNLAで1件の合意事例有り!

技能試験参加計画  
のための情報提供

## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 9. 技能試験参加計画に関する情報提供

#### 9.1 技能試験提供者の一覧又は案内

##### ◆ 附属書D: 活用実績のある技能試験提供者の一覧

- ・技能試験提供者のホームページで技能試験の提供予定を公表

##### ◆ IAJapanの各プログラムのホームページ:

- ・年度ごとに利用可能な、技能試験提供者の一覧と提供される技能試験の分野を紹介

→IAJapanからの情報に基づき、認定事業者(参加者)が技能試験参加計画を作成!



## IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)

### 9. 技能試験参加計画に関する情報提供

#### 9.2 プログラム・参加頻度の選択の考慮事項

##### ◆ 校正分野 (JCSS及びASNITE):

- ・CMCが小さなもの、校正件数が多いもの、校正技術の難易度が高いもの、について優先して参加

##### ◆ 試験分野 (JNLA及びASNITE)

- ・参加頻度は分野ごとの相場観に依存! APLAC PT006では、例えば化学分野(環境及び無機分析)では2回/年と定めており、APLACベンチマークを参考とする





# 技能試験参加計画 作成上の注意事項



## 技能試験参加計画(文書化された記述) 作成上の注意事項

### ◆十分な情報が提供されていない場合

- ・技能試験参加計画を作成しようと思っても、作成できない
- 例えば、「測定監査が提供されたら必ず参加する」などの表明を、品質マニュアルに記述する

### ◆記述が冗長的になってしまう場合

- ・認定区分が多い場合、文章で記述すると冗長的になる
- 例えば、箇条書きで記述してもよい

→どのように作成したらよいか 疑問があれば、相談を!



## 全体のまとめ

- ◆ JCSS, JNLA及びASNITEの要求事項は、事業者ごとの一覧表 (スライド29, 35及び36)で確認のこと！
- ◆ 新たな要求事項である技能試験参加計画は、ポイントを抑えて、実態に即したものを作成することが必要！
- ◆ 代替手法は、ISO/IEC 17025:2005 5.9を満足する手法で！
- ◆ IAJapanは、適切な外部技能試験スキームを積極的に利用！

新しい技能試験要求事項に対する対応、よろしくお願いいたします！



御確認、ありがとうございました。

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター  
(IAJapan) ホームページ:

<http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/index.html>

